

古文書解読チャレンジ講座第十四回

明治の迷子犬

出典：『御布告留』（第三大区）一・二小区

明治八年十月ヨリ十二月ニ至

請求番号607・B5・11

平成二十六年一月 東京都公文書館

今回は、迷子犬の搜索に関する明治初期の文書にチャレンジします。

皆さんは飼いだの姿がいつの間にか見えなくなつたらどうしますか？

ポスターを作つて近所に貼つて歩くという古典的な方法の他、現代ではインターネット上の迷子犬情報サイトに登録する方法もあるようですが、明治時代にはどのような方法で探したのでしょうか。早速読んでみましょう。

史料 「広告」（明治8年10月）

廣告

恭月十四日頃ヨリ尚公使館ニ在ル小ナレ雄
犬者凡何レハ迷ヒタル力或ハ奪取タル力未タ知
ク其色茶ニシテ毛短ク其ハ丈三ニテ曲リ
面額、耳、舌長ク（毛色遠トイ（片）
全体ハ體ニ似タリ）
此犬ノ種類未タ日本ニ有之類ハ日本帝室
敬養視歷（モ相届ケ探索最中ニ有之ハ大何者
有レテ賣買ヲ禁シ以テ然テハ此見高リハ持来
方ハ格別之礼可仕ル用也報知可仕ル以上

明治八年十月

永田町考丁目

獨逸帝國公使館

二 史料の解読／読み下し例

廣告

前月十四日頃ヨリ当公使館ニ在ル小ナル雄
 茶月十四日頃ヨリ尚公使館ニ在ル小ナル雄
 犬者疋何レへ迷ヒタルカ或ハ奪レタルカ未タ知
 犬者丈何レへ迷ヒタルカ或ハ奪タルカ未タ知
 レズ其色茶ニシテ毛短ク足ハ丈夫ニテ曲レリ
 其其色茶ニシテ毛短ク足ハ丈夫ニテ曲レリ
 面貌、耳、共長ク（其毛色違トイヘトモ全体ハ狸ニ似タリ）
 面貌、耳、共長ク（其毛色違トイヘトモ全体ハ狸ニ似タリ）
 此犬ノ種類未タ日本ニ無之右之趣ハ日本帝國
 此犬ノ種類未タ日本ニ無之右之趣ハ日本帝國
 警視庁ヘモ相届ケ探索最中ニ有之此犬何方ニ
 警視庁ヘモ相届ケ探索最中ニ有之此犬何方ニ
 敬告視歷（モ相届ケ探索最中ニ有之此犬何方ニ）
 敬告視歷（モ相届ケ探索最中ニ有之此犬何方ニ）
 有ルトモ売買ヲ禁シ候就テハ御見当リ御持参之
 有ルトモ売買ヲ禁シ候就テハ御見当リ御持参之
 有ルハ格別之御礼可仕候間御報知可被下候以上
 有ルハ格別之御礼可仕候間御報知可被下候以上

永田町 巷丁目

永田町 巷丁目

明治八年十月

独逸帝國公使館

明治八年十月

獨逸帝國公使館

【解読文】

廣告

前月十四日頃ヨリ当公使館ニ在ル小ナル雄
 前月十四日頃ヨリ当公使館ニ在ル小ナル雄
 犬者疋何レへ迷ヒタルカ或ハ奪レタルカ未タ知
 犬者疋何レへ迷ヒタルカ或ハ奪レタルカ未タ知
 レズ其色茶ニシテ毛短ク足ハ丈夫ニテ曲レリ
 レズ其色茶ニシテ毛短ク足ハ丈夫ニテ曲レリ
 面貌、耳、共長ク（其毛色違トイヘトモ全体ハ狸ニ似タリ）
 面貌、耳、共長ク（其毛色違トイヘトモ全体ハ狸ニ似タリ）
 此犬ノ種類未タ日本ニ無之右之趣ハ日本帝國
 此犬ノ種類未タ日本ニ無之右之趣ハ日本帝國
 警視庁ヘモ相届ケ探索最中ニ有之此犬何方ニ
 警視庁ヘモ相届ケ探索最中ニ有之此犬何方ニ
 有ルトモ売買ヲ禁シ候就テハ御見当リ御持参之
 有ルトモ売買ヲ禁シ候就テハ御見当リ御持参之
 方ハ格別之御礼可仕候間御報知可被下候以上
 方ハ格別之御礼可仕候間御報知可被下候以上

永田町 巷丁目

明治八年十月

独逸帝國公使館

三 史料解説

【読み下し例】

広告

前月十四日頃より当公使館に在る小なる雄

犬壹疋、いずれへ迷いたるか、あるいは奪われたるかいまだ知

れず、其の色茶にして毛短く、足は丈夫にて曲れり

面貌、耳、共長く（其毛色違といえども全体は狸に似たり）

此犬の種類いまだ日本にこれ無く、右の趣は日本帝国

警視庁へも相届け探索最中にこれあり此の犬いずかたに

有るとも売買を禁じ候、ついでには御見当り御持参の

方へは格別の御礼仕るべく候間、御報知下さるべく候、以上

永田町壹丁目

明治八年十月

独逸帝国公使館

【解釈】

内容を現代文に訳してみましよう。

広告

前月「明治八年九月」十四日頃から当公使館「ドイツ帝国公使館」に

いる小さなオス犬一匹がどこへ迷ったのか、あるいは盗まれたの

か、まだ「行方が」わかりません。

その色は茶色で毛は短く、足は丈夫で曲がっています。

顔、耳とも長く（その毛色は違いますが全体としては狸に似てい

ます。）

この犬の種類はまだ日本に存在しません。右の趣旨は日本帝国警

視庁へも届けて探索の最中です。

この犬どこにいても売買を禁じます。ついでには見つけてご持参の

方へは格別のお礼をいたしますので、お知らせください。以上

永田町一丁目

明治八年十月

ドイツ帝国公使館

■犬の種類は？

広告文によれば、犬は小型犬であったようです。

毛の色は茶色で短毛

足が丈夫で曲がっている。

顔・耳が長い。

毛の色は違うが全体としてタヌキに似ている。

一体どんな種類の犬だったのでしょうか？ドイツ原産のダックスフントに近いような気がしますがどうでしょうか？

■三〇〇枚の広告文

この書類は、東京府の第三大区一・二小区に送られてきた様々な布告類を編綴した冊子『御布告留』の中に綴じられていた公文書です。第三大区一・二小区は、現在の千代田区麹町から永田町にかけての地域にあたります。当時ドイツ公使館は現在の国立国会図書館（東京都千代田区永田町一―一〇―一）の位置にありましたので、飼い主の近隣地域に対して検索が依頼されたわけです。

付属文書によれば、この広告は、ドイツ大使館が作成して警視庁に搜索を依頼したものでした。東京府庁へは三〇〇枚

配布され、このうち二〇〇枚が第三大区区長に配られました。区長は各小区の掲示場へ張り出して、見当たり次第東京府庁の庶務課へ届け出るように指示を出しています。

三〇〇枚もの広告文を作成・配布したのですから、大切なペットだったに違いありません。気になるのは、このワンちゃんが見つかったかどうかですが、ご安心ください。大量の広告の甲斐あってか、翌十一月の九日に犬が発見されたとの知らせが同じ冊子の中に綴じられています。

■公文書に垣間見える地域の「日常」

「公文書」というと、堅苦しい、日常から縁遠いものと思われがちですが、今回ご紹介したように、迷子の犬とその搜索といったような、地域における何気ない出来事を知ることができる意外な一面があります。

特に明治初年の公文書には、大小さまざまな事柄に関する書類を、時系列で綴じこんでいるものが多くあります。当館情報検索システムでは、そうした公文書の目録情報を簡単に検索することができます。ぜひ一度お試しください。